

データ保護法 2018（第 6 部、第 149 条）

情報コミッショナーの執行権限執行通知 日付：2025 年 10 月 9 日

宛先： サウスウェールズ警察（「SWP」） 警視総監

所在地： カウブリッジ・ロード

ブリジエンド

ミッド・グラモーガン

CF31 3SU

I. 序文及び概要

1. サウスウェールズ警察（以下「SWP」）の警察本部長は、2018 年データ保護法（以下「DPA 2018」）第 3 条(6)、第 5 条及び第 6 条、並びに英国一般データ保護規則（以下「UK GDPR」）第 4 条(7)に定義される「管理者」にあたる。
2. SWP はまた、DPA 2018 第 30 条(1)(a)及び付則 7 に定義される管轄当局でもある。¹ したがって、DPA 2018 第 29 条により、DPA 2018 第 III 部は、DPA 2018 第 31 条に定義される法執行目的のために SWP が行うあらゆる処理に適用される。
3. 情報コミッショナー（以下「コミッショナー」）は、2018 年データ保護法第 149 条(2)(b)に基づき、SWP に対し本執行通知（以下「EN」）を发出する。本 EN は、SWP による英国 GDPR 第 15 条(1)および(3)、ならびに 2018 年データ保護法第 45 条(1)、(2)および(3)の違反に関するものである。15 条(1)項及び(3)項並びに 2018 年 DPA 第 45 条(1)、(2)及び(3)項への違反について发出するものである。
4. コミッショナーは、SWP が英国 GDPR 第 12 条(3)、第 15 条(1)及び第 15 条(3)への遵守を怠り、現在も遵守していないことを認定した。さらに、SWP が法執行目的で処理する個人データに関して、SWP は 2018 年 DPA 第 45 条(1)、(2)及び(3)への遵守を怠り、現在も遵守していない。
5. コミッショナーは、SWP に対し、DPA 2018 及び英国 GDPR に準拠するための特定措置を講じるよう要求する。執行通知（EN）の条件は別紙 1 に記載されている。
6. コミッショナーは以前、2025 年 4 月 24 日付の予備的執行通知（PEN）を SWP に送付している。SWP は 2025 年 4 月 30 日、PEN に対する書面による意見陳述（ ）を提出し、その後（委員の要請に基づき）2025 年 5 月 13 日、5 月 30 日、8 月 2 日、8 月 20 日に当該陳述に関する補足説明（以下「書面陳述」という）を行った。SWP はまた、2025 年 5 月 13 日にコミッショナーに対

¹第 30 条第 1 項(a)は、別表 7 に規定または記載された者が、2018 年データ保護法（DPA 2018）の目的上「権限のある当局」の定義に該当すると定める。これには別表 7 第 5 項に基づき、「1996 年警察法第 2 条に基づき維持される警察組織の警察本部長」が含まれる。1996 年警察法第 2 条第 1 項は、警察部隊が「現時点で別表 1 に記載されている各警察区域ごとに維持される」ことを規定している。別表 1 には、ウェールズの 4 つの警察区域の一つとして「サウスウェールズ」が含まれている。

して口頭による意見陳述を行った（以下「口頭陳述」という）。本執行通知（EN）では、SWP の書面による意見陳述及び口頭陳述を総称して「意見陳述」と呼ぶ。コミッショナーは、本 EN を発行する決定及びその条件を決定するにあたり、意見陳述を考慮しており、以下で適切と判断される箇所において意見陳述を参照する。

II. 法的枠組み

7. 英国 GDPR 第 12 条(3)は、管理者に対し「第 15 条から第 22 条に基づく請求について、不当な遅滞なく、かついかなる場合でも請求受理から 1 か月以内に、データ主体に対して対応措置に関する情報を提供しなければならない」と規定し、この期間について「請求の複雑性及び件数を考慮し、必要に応じてさらに 2 か月延長することができる」と付記している。管理者は、要求受理後 1 か月以内に、遅延の理由とともに、当該延長をデータ主体に通知しなければならない。
8. 英国 GDPR 第 15 条(1)に基づきデータ主体がプロバイダから提供を受ける権利を有する情報は、「当該個人データが処理されているか否かの確認、および処理されている場合には、当該個人データへのアクセスならびに以下の情報である：
 - a. 処理の目的
 - b. 対象となる個人データの категория；
 - c. 個人データが開示された、または開示される予定の受領者または受領者の категория、特に第三国または国際機関の受領者；
 - d. 可能な場合、個人データが保存される予定の期間、またはそれが不可能な場合には、その期間を決定するために用いられる基準；
 - e. データ主体が、管理者に対し、個人データの訂正または消去、または個人データの処理の制限を請求する権利、または当該処理に異議を申し立てる権利の存在；
 - f. コミッショナーに苦情を申し立てる権利；
 - g. 個人データがデータ主体から収集されていない場合、その入手源に関する入手可能な情報；
 - h. 第 22 条(1)項及び(4)項に規定される自動化された意思決定（プロファイリングを含む）の存在、並びに少なくとも当該場合において、関連する論理、意義及びデータ主体に対する当該処理の想定される結果に関する意味のある情報。
9. 第 15 条第 3 項は、管理者が「処理中の個人データの写しを提供しなければならない」と規定する。データ主体が追加の写しを要求した場合、管理者は管理コストに基づく合理的な手数料を請求できる。データ主体が電子的手段で要求した場合、データ主体が別段の要求をしない限り、情報は一般的に使用される電子形式で提供される。
10. 同様に、2018 年データ保護法第 3 部では、法執行目的で行われる個人データの処理に関して、管轄当局に義務を課している。これには、第 45 条に基づくデータ主体のアクセス権の行使を促進する要

件も含まれる。このような処理の文脈において、データ主体は第 45 条(1)に基づき、管理者から「当該個人データが処理されているか否かの確認」及び「処理されている場合には、当該個人データ及び(2)項に定める情報へのアクセス」を得る権利を有する。(2)項に定める情報は以下の通りである：

- a. 処理の目的及び法的根拠；
 - b. 関係する個人データの категория；
 - c. 個人データが開示された受領者または受領者の категория（第三国または国際機関の受領者または受領者の categoria を含む）；
 - d. 個人データが保存される予定の期間、またはそれが不可能な場合には、その期間を決定するために用いられる基準；
 - e. データ主体が管理者に対し以下の権利を行使できること
 - i. 個人データの訂正（第 46 条参照）、および
 - ii. 個人データの消去またはその処理の制限（第 47 条参照）
 - f. データ主体がコミッショナーに苦情を申し立てる権利の存在及びコミッショナーの連絡先；
 - g. 処理中の個人データ及びその出所に関する入手可能な情報の伝達。
11. 管理者は、2018 年データ保護法第 45 条(3)に基づき、上記情報を「不当な遅滞なく」提供しなければならない。また、いかなる場合でも、第 54 条(2)で定められる「関連する時点から起算して 1 か月、または規則で定めるより長い期間」という「適用される期間」の終了前までに提供しなければならない。「関連する時点」とは、第 54 条(3)において「管理者が当該請求を受領した時点」、「管理者が第 52 条(4)に基づく請求に関連して要求された情報（存在する場合）を受領した時点」、² または「第 53 条に基づく請求に関連して課された手数料（存在する場合）が支払われた時点」のうち最も遅い時点と定義される。³

III. 事実背景

12. SWP はウェールズ最大の警察組織であり、130 万人（ウェールズ人口の約 42%に相当）に警察サービスを提供しているプロバイダである。SWP は約 3,000 人の警察官と 2,200 人以上の警察職員を雇用しており、その管轄区域にはウェールズ最大の 2 都市、カーディフとスウォンジーが含まれる。⁴

²2018 年データ保護法第 52 条第 4 項は以下のように規定している：「管理者が第 45 条、第 46 条又は第 47 条に基づく請求を行った個人の身元について合理的な疑念を有する場合、管理者は—(a)身元確認を可能とする追加情報の提供を請求し、(b)身元が確認されるまで当該請求の処理を遅延させることができる」

³2018 年データ保護法第 53 条第 1 項は以下のように規定している：「データ主体による第 45 条、第 46 条、第 47 条または第 50 条に基づく請求が明らかに根拠のないもの、または過剰なものである場合、管理者は—(a)当該請求の処理に対して合理的な手数料を請求することができる…」

⁴SWP ウェブサイトの「About us」セクションにある「[Overview](#)」を参照のこと

13. SWP は情報コミッショナーに対し、警察組織として受け取る個人情報開示請求（SAR）の大半は 2018 年データ保護法（DPA）第 3 部（法執行機関による処理）に該当すると説明している。ただし英国 GDPR に基づく SAR も一部受領している。⁵
14. 2024 年初頭、情報コミッショナーは全国警察長官評議会（NPCC）ウェブサイトに掲載された SAR 処理統計について事前評価を実施した。NPCC はイングランド・ウェールズの警察機関における SAR の「受理件数」「処理完了件数」「期限内処理完了件数」を月次統計として公表している。NPCC は、警察機関が当該月に「処理完了」した SAR 総数に対し、どれだけの SAR を「期限内に処理完了」したかで「遵守率」を算出している。評価の結果、SWP の 2024 年 1 月の「遵守率」は 32%であり、その後の評価では 2024 年 3 月の遵守率が 42%であることが判明した。⁶
15. コミッショナーは 2024 年 5 月 2 日、SWP の SAR 遵守状況に関する懸念を提起するため、SWP に対し初期調査を行った。⁷ コミッショナーは以下を要求した：
 - a. 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの SWP の SAR 遵守状況に関する統計データ
 - b. SWP の SAR 対応における組織的アプローチに関する情報
 - c. SWP がデータ主体に対してプロバイダとして提供する、アクセス権に関する情報の説明。
16. SWP は 2024 年 5 月 24 日に回答し、月次 SAR 対応率の統計を提供した。この期間に 689 件の SAR を受領したが、法定期間内に回答を提供したのは 201 件（29%）のみであることを確認した。⁸
17. 2024 年 6 月 6 日、コミッショナーは SWP に対し、正式な調査を開始したことを通知する書簡を送付した。コミッショナーは、SWP が以前にコミッショナーに提供した SAR 統計に関する説明を求めるとともに、6 か月間（2024 年 5 月から 11 月）の月次 SAR 統計、および関連する SAR 文書（現行の研修、ガイダンス、SAR 関連方針を含む）の写しの提出を要請した。⁹
18. 2024 年 6 月 19 日、SWP は法定期間内に回答されていない SAR 件数が 376 件であることをコミッショナーに通知した。この時点で最も古い SAR は 13 ヶ月経過しており、SWP はこの遅延について「リソース対需要の問題。優先度の高い他の SAR やデータ保護請求があり、未処理案件に対応する人員が不足している」と説明した。¹⁰
19. SWP は、コミッショナーの要請に基づき、SAR の「未処理件数」（法定回答期限経過後も未処理の SAR）に関する月次更新情報を継続して提供している。

⁵2024 年 5 月 24 日付 SWP から ICO への書簡

⁶2024 年 1 月 NPCC SAR スプレッドシート；2024 年 3 月 NPCC SAR スプレッドシート

⁷2024 年 5 月 2 日付 ICO から SWP への書簡

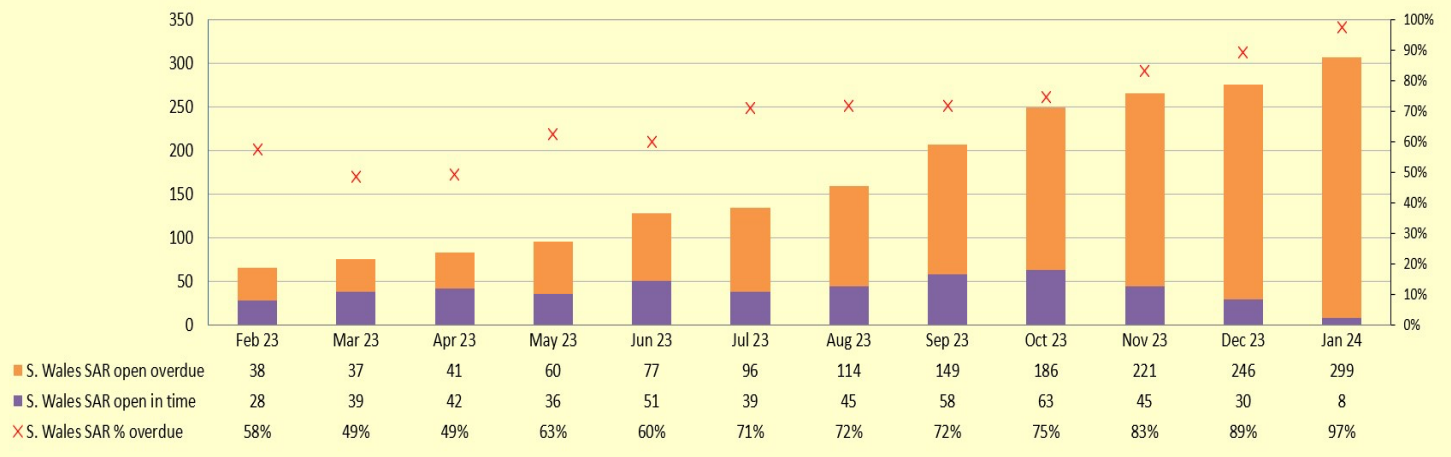
⁸SWP SAR 対応状況スプレッドシート 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

⁹2024 年 6 月 6 日付 ICO から SWP への書簡

¹⁰2024 年 4 月及び 5 月における SWP の SAR 遵守状況スプレッドシート

20. SWP はまた、2023 年 2 月から 2024 年 1 月にかけて SAR 未処理件数が懸念されるほど増加している状況を視覚的に示す 12 か月間の「スナップショット」をコミッショナーに提供した。¹¹

Graph to show ongoing snapshots in time and the proportion of these that were overdue



21. 2025 年 3 月時点で、最も古い SAR は 2 年近く経過しており、法定対応期限を大幅に超過していた。¹² 2025 年 8 月 20 日現在、SWP の SAR 未処理件数は 352 件である。¹³
22. SWP はコミッショナーに対し、警察機関として大量のデータや機密情報を伴う複雑な SAR を受け取っていると説明した。¹⁴ SWP は、編集作業が負担となるボディカメラ映像を例示した。SWP はコミッショナーに、映像の長さによってはボディカメラ映像の編集に 1 時間から 4~5 週間を要すると説明した。¹⁵ SWP はまた、SAR の未処理案件に対処する人員が不足していること、SAR の処理・対応訓練を受けた職員の多くが経験豊富な職員の支援を必要としていることなど、リソース面での困難についてもコミッショナーに認識させた。¹⁶
23. コミッショナーはこれらの困難を認識しているものの、未処理のまま法定期間内に回答されていない SAR が相当数存在することは、コミッショナーにとって重大な懸念事項である。これは SWP が、英国 GDPR および/または 2018 年データ保護法に基づくアクセス権に関して、データ主体に対する義務を履行できておらず、現在も履行できていないことを示している。
24. 本調査の過程において、SWP は「しばらくの間」、法定期間内に SAR に対応する義務を「継続的に侵害」してきたことを認めた。¹⁷

¹¹2024 年 5 月 23 日付「未処理案件削減報告書」

¹²2025 年 3 月 6 日提供の SWP による 2025 年 1 月~2 月分 SAR 遵守状況スプレッドシート

¹³SWP の陳述書の一部として、更新された遵守統計がプロバイダされた。2025 年 8 月 22 日付 SWP から ICO への電子メール

¹⁴2024 年 6 月 19 日付「人員配置リソース及びコンプライアンス概要報告書」ICO 提出

¹⁵2024 年 8 月 7 日付 SWP から ICO への書簡

¹⁶「人員配置リソース及びコンプライアンス概要報告書」2024 年 6 月 19 日付 ICO プロバイダ

¹⁷2024 年 5 月 23 日付の未処理案件削減報告書

25. データ主体は SWP の SAR 対応に関してコミッショナーに苦情を申し立てており、要求した個人データの写しを受け取るのが遅れた結果、苦痛や不利益を被ったと訴える者もいる。例えば：
- a. 「DSAR を提出したが、SWP はほぼ 6 か月間も応答せず、情報も送ってこない。これは我々に不必要な苦痛を与えている…」
 - b. 「南ウエールズ警察に連絡し…自身に関する情報の開示を求めた…自身の保有情報を把握する必要がある…これが生活に悪影響を及ぼしている…」
26. SWP はコミッショナーに苦情件数を提出していないが、2023 年 11 月から 2024 年 3 月までに 241 件の SAR「督促状」を受領したと述べている。¹⁸
27. コミッショナーは、SWP が 2024 年 6 月 19 日に提出した回復計画に注目している。同計画は、リソース（追加チームメンバーの採用など）、技術（ワークフロー効率化のための共同プラットフォーム活用）、需要優先順位付け（キャパシティ計画ツールを用いたリソース配分調整を含む）の改善に焦点を当てている。¹⁹ さらに 2025 年 3 月 5 日に受領した追加行動計画では、SWP の情報開示請求バックログ改善に向けた複数の措置が詳述されている。²⁰ SWP が情報公開請求対応の遅延解消に向けた措置を講じている点は評価できる。しかし、コミッショナーは 2019 年 8 月の SWP 情報公開請求対応監査において「SWP は、期限超過分及び新規受領分を含む情報公開請求の処理量を法定期間内に処理するため、必要なリソースと回復力を確保すべきである」との勧告がなされていた事実を指摘する。²¹ コミッショナーは、6 年以上前にコミッショナーが明確に示したこの勧告にもかかわらず、SWP が継続的かつ大規模な不遵守を続けていることを懸念している。

IV. 違反の認定

28. 以上のことから、コミッショナーは、SWP が SAR への対応においてデータ保護義務を履行しておらず、現在も履行していないと結論づける。
29. コミッショナーは、SWP が英国 GDPR の以下の規定に違反していると認定する：
- a. 第 15 条(1)項：SWP は、データ主体に対し、当該個人データが処理されているか否かの確認を提供せず、また、第 15 条(1)(a)から(h)に定める個人データ及び情報へのアクセスを提供しなかった。
 - b. 第 15 条第 3 項に違反している。SWP は、処理中の個人データの写しをデータ主体に提供しなかった。

¹⁸SWP から ICO への書簡（2024 年 5 月 24 日付）

¹⁹2024 年 3 月 15 日付「基本復旧計画評価」

²⁰SWP から ICO への書簡（2025 年 3 月 5 日付）

²¹ICO 監査行動計画 - 2020 年 8 月

- c. 第 12 条(3)項：SWP は、第 15 条に基づく請求に対して、不当な遅滞なく、かついかなる場合でも請求受理から 1 か月以内に、データ主体に対して措置に関する情報を提供しなかった。
30. 当該処理が法執行処理を含む範囲において、コミッショナーは SWP が 2018 年データ保護法（DPA 2018）の以下の規定に違反したと認定する：
- a. 第 45 条(1)及び(2) SWP は、データ主体に対し、当該個人データが処理されているか否かの確認を提供せず、要求された個人データへのアクセス、または第 45 条(2)(a)から(g)に定める情報をプロバイドしなかった。
 - b. 第 45 条(3)項：第 45 条(1)項に基づく請求後、SWP は不当な遅滞なく、かついずれにせよ 2018 年 DPA 第 54 条で規定される 1 か月以内に、関連情報を提供しなかった。

V. 執行通知の発行

31. データ管理者が、英国 GDPR 第 12 条から第 22 条、または 2018 年データ保護法第 3 部に規定されるデータ主体の権利を認める規定に違反している場合、2018 年データ保護法第 149 条(2)(b)に基づき執行通知を発出することができる。このような不遵守に基づいて発行される執行通知は、コミッショナーが特定した不遵守を是正する目的に適切と認める要件のみを課すことができる（2018 年 DPA 第 149 条(6)）。150(1)に基づき、「執行通知は、当該者が履行を怠った、または怠っている事項を明記し、コミッショナーがその見解に至った理由を記載しなければならない」。
32. 執行通知の発出可否を判断するにあたり、2018 年データ保護法第 150 条(2)に基づき、本通知で取り上げる違反行為が個人に損害または苦痛をもたらしたか、またはその恐れがあるかを審査した。少なくとも一部のデータ主体に対しては苦痛が生じたコミッショナーは判断する。第 25 項で詳述した通り、コミッショナーはデータ主体からの苦情を受け取っており、その一部は SWP の違反行為の結果として経験した苦痛を表明している。これらの規定への不遵守が、いかなる者にも損害や苦痛をもたらさず、またその可能性もない場合であっても、遵守を強制するための本執行通知の発出は、コミッショナーの執行権限の適切な行使である。
33. 具体的な違反内容及び違反の程度を考慮し、コミッショナーは、SWP を遵守状態に導くための執行通知が比例した規制措置であると判断する。

VI. 命令の内容

34. 以上の事情を踏まえ、コミッショナーは第 149 条(2)(b)に基づく権限を行使し、SWP に対し法令遵守のための特定措置を講じるよう求める執行通知を発出することが適切であると判断する。本執行通知の条件は別紙 1 に定める。
35. 権限行使の検討にあたり、コミッショナーは SWP の意見陳述を考慮した。意見陳述は、事前執行通知（PEN）に記載された執行通知の提案条件、特に遵守期限に関するものであった。内部課題

(SAR 記録支援ソフトウェア調達遅延やリソース問題を含む) を理由に、SWP は条件 1 及び 2 について 6 ヶ月の延長を要請した。コミッショナーは異議申立及び延長の正当性を慎重に検討し、必要に応じて SWP に追加情報 (SAR 未処理案件解消のための月次予測を含む) を要求した。コミッショナーは、関連する全ての事情 (SWP の内部課題及び残存未処理案件に対処する詳細な計画を含む) を考慮した結果、6 ヶ月の延長を認めることが適切かつ均衡のとれた措置であると結論付けた。

36. 個人情報保護法第 149 条(6)に基づき、コミッショナーはこれらの要求事項が本是正勧告書で特定された違反行為の是正目的に適していると判断する。これらの措置は、遵守を確保するために必要なものであり ()、遵守達成の技術的手段を規定するものではないため、適切である。

VII. 不服申立て

37. SWP は、DPA 第 162 条(1)(c)に基づき、本是正勧告 (EN) に対して第一審裁判所 (情報権利) に上訴する権利を有する。本 EN に対して上訴が提起された場合、当該上訴の決定または取り下げまでの間、本 EN に従う必要はない。

38. 上訴手続きに関する情報は以下から入手できる：

一般規制部

英国裁判所・裁判所サービス

私書箱 9300

レスター LE1 8DJ

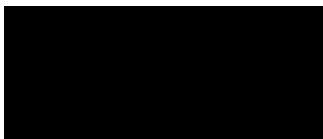
電話：020 3936 8963

電子メール：grc@justice.gov.uk

39. 上訴の通知は、本執行通知が送付された日から 28 暦日以内に第一審裁判所へ提出しなければならない。

日付：2025 年 10 月 9 日

署名：



サリー・アン・プール 調査部長

情報コミッショナー事務局

ワイクリフ・ハウス

ウォーター・レーン

ウィルムズロー

チェシャー

SK9 5AF

別紙 1

執行通知の提案条件

SWP は以下を履行しなければならない：

1. 2026 年 6 月 1 日までに、第 21 項に記載され、情報開示請求を行った 352 名のデータ主体に対し、以下の事項を提供すること：
 - a. 当該個人データが処理されているか否かの確認、および処理されている場合には、当該データ主体に対し、その個人データの写しならびに第 15 条(1)(a)～(h)に定める情報（英国 GDPR に基づく SAR の場合）を提供すること。
 - b. 当該個人データが処理されているか否かの確認を提供し、処理されている場合には、個人データへのアクセス権及び第 45 条(2)に定める情報（2018 年データ保護法に基づく SAR の場合）を提供すること。ただし、英国 GDPR または 2018 年データ保護法が定めるアクセス権の免除または制限が適切に適用される場合に限る。
2. 2026 年 6 月 1 日までに、SWP の行動計画（2025 年 3 月 5 日付コミッショナー宛書簡に記載）で特定された未実施の勧告事項を完全に実施すること。
3. 2026 年 4 月 24 日までに、SWP が将来受け取る個人データ主体からのアクセス要求を、英国一般データ保護規則（UK GDPR）第 12 条及び第 15 条、並びに 2018 年データ保護法（DPA 2018）第 45 条に従って特定し、これに応じるために必要な内部システム、手順及び方針の変更を実施しなければならない。